

審 査 メ モ (審査状況及び論点)

<目次>

今回申請された変更	2 頁
1 特定調査票における調査事項の変更 (令和 10 年 1 月調査以降)	
(1) 転職希望及び追加就業希望の回答欄を分割	
(2) 「追加就労希望就業者」の把握に係る設問文の明確化	
2 集計事項の見直し (令和 10 年 1 月調査以降)	7 頁
集計事項の一部について、これまでの「完全失業者数」による集計に加え、ILO 基準による「失業者数」による集計も開始	
3 使用する統計基準等の変更 (令和 9 年 1 月調査以降)	9 頁
季節調整に用いるプログラムを、「X-12-ARIMA」から「X-13ARIMA-SEATS」に変更	
過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況	11 頁
・標本設計の見直しに係る検討	

今回申請された変更

1 特定調査票における調査事項の変更

(変更内容)

(1) 転職希望及び追加就業希望の回答欄を分割

これまで「転職希望」と「追加就業希望」を1つの調査事項で把握していたが、独立して把握できるよう、調査項目を分割（令和10年1月調査以降）

(審査状況)

ア 労働力調査（以下「本調査」という。）は、基礎調査票と特定調査票の2種類の調査票により構成されている。

このうち、基礎調査票は、就業及び不就業の基本的な状態を把握するための調査票として、毎月回答を求めるものであり、特定調査票は、その背景や労働移動、就業希望等の詳細な実態を把握するための調査票として、2年目の2か月目に該当する世帯のみに回答を求めるものであり、両者により、我が国の労働市場の動向を的確に把握する調査体系となっている。

イ 本件申請では、このうち、特定調査票における調査事項について、これまで「転職希望」と「追加就業希望」を一つの回答欄（現行調査票のA5）で一体的に把握していたところ^(注1)、就業異動の状況をよりの確に把握するため、それぞれを区分して把握できるよう、図表1のとおり、調査事項を見直すことを計画している。

図表1 調査事項の分割

現行調査票	変更後の調査票
A5 転職などを希望していますか 転職などを希望している 実際に仕事を探している 仕事を探していない ○ ○ ○	A5 転職を希望していますか 転職を希望している 実際に転職先を探している 転職先は探していない 転職を希望していない ○ ○ ○
	A6 今の仕事のほかに別の仕事も希望していますか 今の仕事のほかに別の仕事も希望している 別の仕事は探していない 別の仕事を希望していない ○ ○ ○

(注1) 現行の調査事項A5については、「特定調査票の記入のしかた」において、「転職などを希望している」に該当する例として、以下を示しており、調査票上で明示している「転職」のほか、「追加就業」に係る希望についても一体的に回答を求めている。

- 雇われている人が自分で事業を始めたい場合や、勤め先を変えたいなどと考えている場合
- 自営業主や家業を手伝っている人が、勤め人になりたい、又は商売替えをしたいと考えている場合
- 今の仕事のほかに別の仕事もしたいと考えている場合

ウ 転職と追加就業は、労働形態として異なる実態であり、それぞれ異なる労働供給上のニーズを有していると考えられる。

転職希望に関する把握は、労働市場における転職意向や労働移動の潜在的な規模を示す基礎資料となり、職業紹介や成長分野への人材移動などの政策の検討に資するものである。一方、追加就業希望に関する把握は、現在就業しているものの、就業時間や収入の増加を希望している者の規模を示す基礎資料となり、副業・兼業の促進等の政策の検討に資するものである。

エ 今回予定されている変更は、転職希望と追加就業希望を明確に区分して把握することにより、就業異動の実態をよりの確に把握し、労働政策の検討に資するものと考えられることから、適当と考える。

一方で、今回の調査事項の分割により、報告者に対し、どのように説明を行うのか、念のため確認する必要がある。

(論点)

- (a) 転職希望と追加就業希望の本調査における定義及び具体例は、どのようなものか。
報告者にどのようにして説明を行うのか。
- (b) 設問文変更前に公表していた「転職等希望者」について、設問文変更後も時系列比較が可能な形で集計は可能か。

(変更内容)

(2)「追加就労希望就業者」の把握に係る設問文の明確化

未活用労働の算出に必要な指標のうち、「追加就労希望就業者」の把握に関する設問の見直し（令和 10 年 1 月調査以降）

(審査状況)

ア 「未活用労働」の概念導入の経緯と本調査での対応

(ア)「未活用労働」とは、2013 年（平成 25 年）10 月に開催された I L O 主催の第 19 回国際労働統計家会議において採択された「仕事、就業及び未活用労働の統計に関する決議」（以下「I L O 決議」という。）により導入された概念である。

それまでは、人々の就業状態の把握については、「就業者」、「失業者」、「非労働力人口」の 3 区分が用いられてきた。しかし、各区分の境界領域にある者について多面的な情報を得ることで、失業率だけでは捉えきれない様々な社会問題の統計的把握や分析を行うため、

働ける能力があるにもかかわらず、十分な仕事に就けていない労働力の状態を、現に失業している者以外の者も含めて幅広く捉える概念

として設けられたものである。

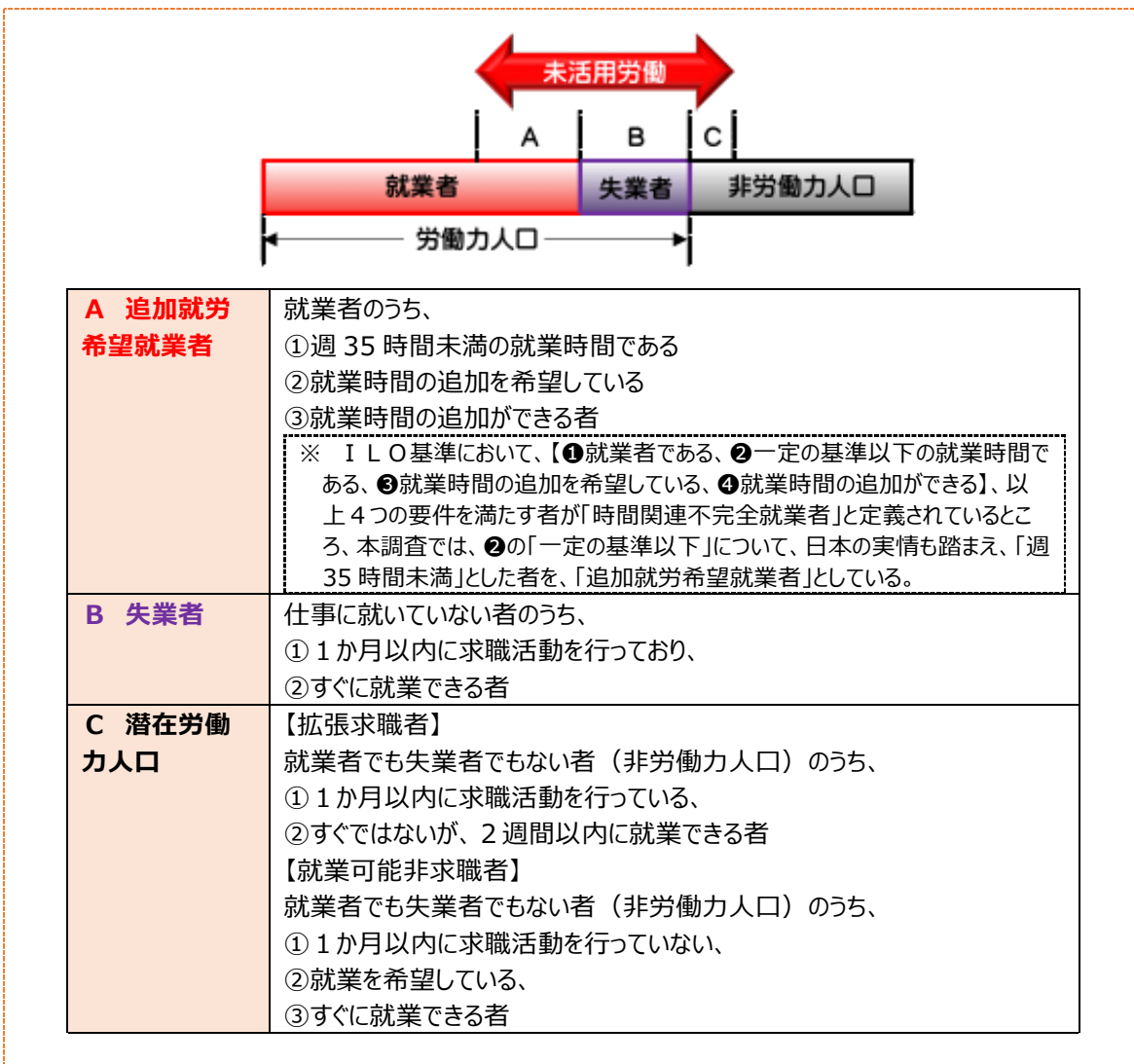
また、この I L O 決議では、失業者の定義において各国の裁量により定められていた「求職活動を行った時期の参照期間」の明確化が図られたほか、雇用情勢をより多角的に把握するため、新たな指標として、未活用労働に関する指標についても導入することとされた。

(イ) I L O 決議においても、「未活用労働」について、いくつかの区分を設けられたが、本調査では、I L O 決議により採択された定義（以下「I L O 基準」という。）に準拠しつつ、日本の実情も踏まえ、3つの就業状態区分（追加就労希望就業者^(注2)（A）、失業者（B）及び潜在労働力人口（C））を合わせたものを「未活用労働」と定義している（図表 2 参照）。

また、総務省統計局は、未活用労働指標を作成する上で必要な情報を的確に把握するため、2018 年（平成 30 年）1 月調査から、特定調査票に「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」に関する調査事項を追加し、追加的な仕事に就業可能な者の把握を開始し、未活用労働指標（図表 3 参照）については、2018 年（平成 30 年）1～3 月期平均結果から公表するとともに、I L O 基準に沿って、求職活動期間（1 週間）を 1 か月に拡大して把握した「失業者」を、新たな就業状態区分として導入した。

(注 2) 本調査で用いる「追加就労希望就業者」については、I L O 基準のうち、就業時間を具体化している点で相違があるが、「失業者」及び「潜在労働力人口」については、I L O 基準を採用している。図表 2 参照。

図表 2 本調査における「未活用労働」の概念



(図表注)「追加就労希望就業者」は I L O 基準（図表 2 の A に記載した①～③の定義）をすべて満たすものをいう。一方、前記（1）で用いた「追加就業希望」とは、現在就いている仕事を続けながら、別の仕事を追加することを希望することを指す一般的な用語として用いている。

図表 3 本調査で集計・公表している未活用労働指標

未活用労働指標 1 (LU1)	=	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標 2 (LU2)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標 3 (LU3)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標 4 (LU4)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働補助指標 1	=	$\frac{\text{非自発的失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働補助指標 2	=	$\frac{\text{失業者} + \text{拡張求職者}}{\text{労働力人口} + \text{拡張求職者}} \times 100 (\%)$

イ 本件申請では、未活用労働指標の構成要素である「追加就労希望就業者」を把握するための調査事項について、ILO基準に、より整合的な調査事項とする観点から、「就業時間」の追加の可否を明確にする設問文に見直すことを計画している。

図表 4 調査事項の設問文の見直し（追加就労希望就業者の把握について）

現行調査票	変更後の調査票
A6 今の仕事の就業時間を増やしたり新しく仕事を追加することができますか できる ☐ できない ☐	A7 今より就業時間を増やすことができますか 今より就業時間の長い仕事への転職や別の仕事を追加できる場合も含めます できる ☐ できない ☐

ウ 本調査における「追加就労希望就業者」は、図表 2 の A に記載したとおり、就業者のうち、以下の①から③を満たす者として定義されており、当該設問は、このうち③を把握するためのものである。

- ① 週35時間未満の就業時間であること
(基礎調査票⑥「月末 1 週間に仕事をした日数と時間」(仕事をした時間が35時間未満))
- ② 就業時間の追加を希望していること
(特定調査票 A 2 「仕事時間についての希望がありますか」(今より増やしたい))
- ③ 就業時間の追加が可能であること
(特定調査票 A 7 「今より就業時間を増やすことができますか」(できる))

なお、現行の調査事項 A 6 においても、「特定調査票の記入のしかた」では、「今の仕事の就業時間を増やしたり新しく仕事を追加することができますか」に該当する例として、以下を示しており、変更前後において、「就業時間」の追加に着目した調査事項であることは、実質的に変わっていないものとする。

- 現在の仕事の就業時間を延ばすこと
- 現在の仕事に加えて、別の仕事を新たに始めること
- 現在の仕事をやめて、別のより就業時間の長い仕事につくこと

エ 今回予定されている変更については、「追加就労希望就業者」の定義のうち、③の要件を調査票上でより明確に反映しようとするものであり、未活用労働指標の構成要素を定義に即してより正確に把握することが可能となることから、おおむね適当と考える。

一方で、設問文の変更に伴い、回答内容の傾向に変化が生じる可能性がある。このため、未活用労働指標の時系列比較可能性について、念のため、確認が必要である。

(論点)

設問文の変更に伴い、追加就労希望就業者及び未活用労働指標の時系列比較において支障が生じる可能性はあるか。今回の変更に伴い、報告者に対する記入指示や結果公表時の統計ユーザーへの情報提供はどのように行うのか。

2 集計事項の見直し

(変更内容)

ILO 基準による「失業者数」の公表開始及び関連記載の見直し

集計事項の一部について、これまでの「完全失業者数」による集計に加え、ILO 基準による「失業者数」による集計も開始

(審査状況)

ア 本調査では、失業の状況について、ILO 基準による「失業者」及び本調査において従前から用いてきた定義に基づく「完全失業者」の双方について集計している。

両者の違いは、**図表 5** のとおり、求職活動を行った期間の範囲にある。

図表 5 完全失業者と失業者の違い

失業者	完全失業者
・就業しておらず、 ・ <u>1 か月以内に</u> 求職活動を行っており、 ・すぐに就業できる者	・就業しておらず、 ・ <u>1 週間以内に</u> 求職活動を行っており、 ・すぐに就業できる者

(図表注) 失業者及び完全失業者を含む、仕事に就いていない人の区分に関する整理は、別添を参照。

現在、本調査の基本集計（全国）については、月別、四半期平均、年平均及び年度平均の結果を公表しているが、このうち、本来「失業者」として集計することが想定されている一部の集計事項については、現在、前年同月比較及び季節調整値による前月比較を安定的に行うために一定期間の時系列データの蓄積が必要であることから、暫定的に「完全失業者」により集計・公表している。

一方、詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均として公表する「失業者」に関する事項については、従来から ILO 基準による「失業者」により集計・公表している。

イ 本件申請では、これまで上記の理由により暫定的に「完全失業者」で集計・公表していた集計事項について、これまでの「完全失業者」による集計に加えて、ILO 基準の「失業者」による集計・公表も併せて行うことを計画しており、これに伴い、**図表 6** のとおり、調査計画の集計事項一覧における注記を削除するなど、関係する記述を変更することを計画している。

図表 6 集計事項一覧に係る記載の変更内容

変更前	変更案
世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の主従別失業者数 <u>(※)</u>	世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の主従別失業者数 <u>及び完全失業者数</u>
求職理由・探している仕事の主従，年齢階級別失業者数 <u>(※)</u>	求職理由・探している仕事の主従，年齢階級別失業者数 <u>及び完全失業者数</u>
求職理由・探している仕事の主従，世帯主との続き柄・世帯の種類・年齢階級別失業者数 <u>(※)</u>	求職理由・探している仕事の主従，世帯主との続き柄・世帯の種類・年齢階級失業者数 <u>及び完全失業者数</u>
<u>※前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となるまで、完全失業者についての結果を公表する</u>	<u>(削る)</u>

ウ 今回の予定されている変更については、

- ① データの蓄積がなされたことを受けて、集計内容を充実させようとするものであり、「失業者」が、未活用労働指標の構成要素として用いられるなど、労働市場分析や国際比較において重要な指標であること、
- ② これまで公表していた「完全失業者」についても、従来どおり公表予定としており、本件変更は利用者への情報提供の充実に資するものであることから、適当と考える。

なお、「失業者」と「完全失業者」では求職活動期間等の定義が異なることから、両指標を併せて公表するに当たっては、利用者の誤解が生じないように、丁寧な対応が必要である。このため、それぞれの定義の違い及び利用上の留意点について、利用者にどのような周知を図るのか、確認する必要がある。

(論点)

今回の見直しにより、「失業者」と「完全失業者」の両方の指標が公表されることとなるが、利用者の正確な理解に資するため、どのような対応を想定しているか。

3 使用する統計基準等の変更 (変更内容)

季節調整プログラムの更新に伴う対応

季節調整に用いるプログラムを「X-12-ARIMA」から「X-13ARIMA-SEATS」に変更することに伴い、関連する記述を変更（令和9年1月調査以降）

(審査状況)

ア 調査計画では「使用する統計基準等」として、統計作成時に使用する統計基準（統計法第2条第9項に規定する「統計基準」。以下「統計基準」という。）についても記載することとしており、本調査については、その中で、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」^(注3)に準拠していることに関連して、季節調整で用いるプログラムについても記載している。

(注3) 季節調整法の適用に当たっての統計基準とは、季節調整を行う場合に、国際的に評価された手法を用いることや、使用した手法・設定内容等を公表することなどを定めた統計基準である。

イ 本件申請では、季節調整に用いるプログラムの変更に伴い、**図表7**のとおり、使用するプログラムの記載を「X-12-ARIMA」から「X-13ARIMA-SEATS」に変更する計画である。

図表7 使用する統計基準等に係る記載の変更内容

現行計画	変更後の計画
また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、 <u>X-12-ARIMA</u> により季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報等をホームページで公表する。	また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、 <u>X-13ARIMA-SEATS</u> により季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報等をホームページで公表する。

ウ 「X-13ARIMA-SEATS」は、「X-12-ARIMA」の後継として、米国センサス局から公開された季節調整プログラムであり、従来の「X-12-ARIMA」と同様の季節調整（X11 コマンド）に加え、スペイン銀行により開発された SEATS による季節調整（seats コマンド）を追加したものとされている。

これまで本調査の季節調整値の作成に用いていた「X-12-ARIMA」は既に提供が終了しており、米国センサス局の現行の季節調整プログラムは「X-13ARIMA-SEATS」となっている。このため、総務省統計局は、今後の安定的な保守管理及び継続的な運用環境の確保の必要性から、今回、プログラムを変更することとし、調査計画の関連する記述を修正するものである。

エ また、総務省統計局においては、従来と同様に X-11 による季節調整を実施することとしている。このため、季節調整の基本的な手法に変更はなく、主要系列を対象とした比較検証においても、結果数値への影響は極めて限定的であることが確認されているとしている。

オ 加えて、令和 8 年 8 月 27 日開催の統計委員会の第 19 回評価分科会において、「季節調整におけるプログラムの適用について」が示され、その中で、「サポートが終了した季節調整プログラムに対する米国商務省センサス局のアップデートは見込まれないことから、我が国の公的統計においても、X-13ARIMA-SEATS など、提供元による保守管理が行われているプログラムへ移行することが期待される」旨の整理がなされている。

カ 今回予定されている変更は、季節調整プログラムの提供実態に合わせて更新するものであることから適当と考えるが、プログラムの変更に伴うデータの連続性への影響について、具体的な手法等を念のため確認する必要がある。

(論点)

今回の調査計画の変更を行っても、季節調整の設定自体は従前と変更がないため、結果数値への影響は生じないとされているが、具体的にどのような手法により、季節調整を行うことを計画しているのか。また、検証結果はどのようなになっているか。

過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況

本調査については、前回諮問時の答申（令和４年１月26日付け統計委第159号）において、以下の検討課題が指摘されている。

（課題の要旨）

今回の変更（令和４年の前回諮問時の変更）により、１調査区から選定する世帯の基本数^{（注）}について、15世帯から16世帯に変更するが、１世帯当たりの15歳以上の平均世帯人員の減少傾向を踏まえると、今後基本数の更なる変更（増加）が必要になることが想定される。

については、５年ごとに行われる国勢調査の結果等を踏まえ、基本数の変更の必要性など、本調査の標本設計の見直しの要否について定期的に検討すること。

（注）「基本数」とは、標本調査区内で選定した世帯が全て二人以上の世帯であると仮定した換算世帯数であり、標本調査区で選定する実際の世帯数の上限を示すものではない。したがって、標本調査区ごとに選定される世帯数は、世帯人員の状況によって変動し、単身世帯が多い標本調査区にあっては、基本数を超えて選定される。

（審査状況）

ア 本課題については、令和７年国勢調査「人口等基本集計」の結果を踏まえて検討するとされていたところ、本件申請時点では当該結果が公表されていなかったことから、具体的な対応状況は示されていない。

イ このため、令和７年国勢調査結果を踏まえた検討状及び今後の対応方針について確認することとしたい。

（論点）

令和７年国勢調査結果を踏まえた課題への対応について、現時点でどのように検討を進めているか。

別添

- ① 1 か月以内に求職活動をした者のうち、1 週間より以前に活動をした者
 ② すぐに就業できる者
 については、従前の定義による「完全失業者」には該当しないが、ILO基準の「失業者」は該当。

「（15歳以上で）仕事に就いていない人」の内訳

求職活動 就業希望		1 か月以内の求職活動の有無			
		求職活動している		求職活動していない	
		1 週間以内に活動している	1 週間より以前に活動している （8 日前～1 か月前）	就業希望あり	就業希望なし
就業可能					
すぐに就業できる		ILO基準「失業者」 従前の定義による「完全失業者」 従前の定義による「完全失業者」には該当しないが、ILO基準の「失業者」には該当		ILO基準「潜在労働力人口」のうち「就業可能非求職者」	
すぐに就業できない	2 週間以内に就業できる	ILO基準「潜在労働力人口」のうち「拡張求職者」			
	2 週間以内に就業できない				

（15歳以上で）仕事に就いている人（就業者）と「完全失業者」の合計が、従前の定義による「労働力人口」

薄赤の網掛け部分全体が、従前の定義による「非労働力人口」